

資力確保措置義務付けの内容

- 事業者は、住宅取得者に対し、重要事項説明や書面交付等により、資力確保措置の内容等について周知が必要。
- また、年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、資力確保措置の状況について届出が必要。

